

浜松市農業委員会の委員候補者評価委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市農業委員会の委員の選任に関する要綱(平成29年12月1日施行。以下「委員選任要綱」という。)第6条の規定に基づき、浜松市農業委員会の委員候補者(以下「委員候補者」という。)の評価を市長に報告するための委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)の運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、市長の求めにより、委員候補者の評価を行い、市長に報告する事務を行う。

(評価委員)

第3条 評価委員会の委員(以下「評価委員」という。)は、次に掲げる者とし、市長が任命する。

- (1) 市農林水産担当部長
- (2) 市農業水産課長
- (3) 市農地整備課長
- (4) 市農業振興課長
- (5) 農業委員会事務局長
- (6) 市人事課長
- (7) 市政策法務課長

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、評価委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者2人以内とし、市長が委嘱する。

3 専門委員は、評価委員会に対し、資料の提出及び情報の提供を求め、又は意見を述べることができる。

(任期)

第5条 評価委員及び専門委員の任期は、任命又は委嘱の日から、評価する農業委員会の委員の任期満了の日までとする。

2 評価委員及び専門委員が欠けた場合における補欠の評価委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、評価委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 評価委員会の会議は、市長が招集する。

2 前項の規定による招集は、開催日の7日前までに、市長が評価委員と専門委員に通知して行わなければならない。

3 会議の議長は、委員長とする。

4 会議の議事は、出席した評価委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 会議の議事録は事務局が作成することとし、議事のほか、次に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(秘密保持)

第8条 評価委員及び専門委員は、評価委員会の会議で知り得た秘密を他に漏らし、又は当該評価委員会の所掌事務以外の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 評価委員会の事務局は、産業部農地利用課の職員が担当する。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。